

【用語の解説（健全化法）】

<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準 1 1. 25～15%（財政規模に応じる）以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに、財政再生基準 20%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。</p> $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$ <p>実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準 1 6. 25～20%（財政規模に応じる）以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられ、さらに、財政再生基準 30%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。</p> $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$ <ul style="list-style-type: none"> イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
<p>実質公債費比率</p>	<p>公債費にかかる財政状況を測る指標であり、平成 18 年度から地方債の発行について、許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入されたもの。早期健全化基準 25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務づけられる。さらに、財政再生基準 35%以上の団体は財政再生計画の策定が義務づけられ、その財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債発行が制限される。</p> <p>なお、この指標が 18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。</p>

<p>実質公債費比率</p>	<p>実質公債費比率 =</p> $\frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{ホ} - \text{二}} \times 100\% \text{の過去3年間の平均値}$ <p>イ：地方債の元利償還金（繰上償還額、都市計画税充当額等を除く。） ロ：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」） ハ：特定財源 ニ：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ホ：標準財政規模</p> <p>※準元利償還金とは、「公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金」、「一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金」、「債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの」などの公債費に準ずると考えられるもの、実質的に公債費と変わらないものをいう。</p>
<p>将来負担比率</p>	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、早期健全化基準350%以上の団体は財政健全化計画の策定を義務づけられる。</p> <p>将来負担比率 =</p> $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$ <p>将来負担額：イからヌまでの合計額 イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの） ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰上見込額 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 へ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額 チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 リ 連結実質赤字額 ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</p> <p>充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金</p>

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準20%以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

(2) 事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

令和4年度（2022年度）市町村等決算に係る健全化判断比率等の概要

1. 健全化判断比率の概要

※ 県内市町村（14市31町村）の、令和4年度（2022年度）決算に係る健全化判断比率（令和5年（2023年）3月31日現在）について、とりまとめたものである。

- ・ 実質赤字比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
（実質赤字額が生じている団体はなかった。）
- ・ 連結実質赤字比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
（連結実質赤字額が生じている団体はなかった。）
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
なお、県内市町村平均（単純平均）は8.3%（前年8.0%）で、地方債の発行において許可を要する18%以上の団体もなかった。
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準を超える団体はなかった。
なお、将来負担比率が生じた団体は、21団体（前年24団体）となっている。

<参考> 健全化判断比率の早期健全化基準、財政再生基準 （単位：％）

区分	早期健全化基準	財政再生基準	用語の解説
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25～15	20	一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（※1）に対する比率
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25～20	30	全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の、標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25	35	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模を基本とした額（※2）に対する比率
将来負担比率	350	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率

※1 「標準財政規模」・・・地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもの。

※2 「標準財政規模を基本とした額」・・・標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

2. 資金不足比率の概要

※令和4年度（2022年度）決算に係る資金不足比率について、県内市町村等の経営する公営企業の138会計（14市31町村5組合）をとりまとめたものである。

- ・ 県内136の公営企業会計中、資金の不足額がある公営企業会計は、1会計であった。
（阿蘇市：下水道事業特別会計）
- ・ 資金不足比率において、経営健全化基準（20%）以上の公営企業会計はなかった。

① 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

公営事業区分	市町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 3	0 / 29
簡易水道事業	0 / 20	0 / 0	0 / 20
工業用水道事業	0 / 4	0 / 0	0 / 4
交通事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
電気事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
港湾整備事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
病院事業	0 / 10	0 / 2	0 / 12
と畜場事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
宅地造成事業	0 / 9	0 / 0	0 / 9
下水道事業	0 / 59	0 / 0	0 / 59
観光施設事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
合計	0 / 133	0 / 5	0 / 138

（注）分母は事業種類別の公営企業会計数。

② 団体別公営企業会計別資金不足比率

（単位：千円、%）

市町村名	公営企業 会計名	令和3年度		令和4年度		増減 (R4-R3)	
		資金 不足額	資金 不足比率	資金 不足額	資金 不足比率	資金 不足額	資金 不足比率
該当なし	—	—	—	—	—	—	—

（注）資金不足額がある公営企業会計のみ記載。

令和4年度(2022年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(確報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	地震	豪雨	R3	R4	増減	R4	(早期健全化基準)	R4	(早期健全化基準)	R3	R4	増減	R3	R4	増減	R3	R4	増減
熊本市	○		90.8	93.0	2.2	—	(11.25)	—	(16.25)	5.4	5.4	0.0	104.6	102.2	▲2.4	9,943	10,273	330
八代市		○	88.8	91.9	3.1	—	(11.65)	—	(16.65)	9.2	9.3	0.1	90.3	90.1	▲0.2	5,363	6,506	1,143
人吉市		○	92.3	94.7	2.4	—	(13.49)	—	(18.49)	5.6	6.9	1.3	24.8	15.9	▲8.9	3,229	3,358	129
荒尾市			89.6	93.2	3.6	—	(13.02)	—	(18.02)	9.4	9.5	0.1	12.1	53.4	▲41.3	4,368	4,626	258
水俣市		○	85.3	89.6	4.3	—	(13.58)	—	(18.58)	9.8	9.5	▲0.3	33.1	15.2	▲17.9	1,533	2,304	771
玉名市			95.7	97.7	2.0	—	(12.57)	—	(17.57)	8.9	9.1	0.2	10.5	9.3	▲1.2	5,977	6,027	51
山鹿市		○	95.0	99.2	4.2	—	(12.65)	—	(17.65)	9.4	9.9	0.5	—	—	—	12,077	12,893	815
菊池市			87.7	88.8	1.1	—	(12.76)	—	(17.76)	10.4	9.2	▲1.2	13.7	6.5	▲7.2	7,509	7,929	420
宇土市	○		87.6	93.8	6.2	—	(13.45)	—	(18.45)	10.6	11.1	0.5	—	—	—	4,577	5,187	610
上天草市			93.6	90.8	▲2.8	—	(13.25)	—	(18.25)	11.5	11.6	0.1	—	—	—	4,204	4,686	482
宇城市	○		89.8	92.9	3.1	—	(12.59)	—	(17.59)	9.1	10.4	1.3	22.9	22.7	▲0.2	10,311	10,733	423
阿蘇市	○		92.0	92.9	0.9	—	(13.33)	—	(18.33)	8.1	8.5	0.4	47.4	52.9	5.5	1,868	2,068	200
天草市		○	89.4	90.7	1.3	—	(11.79)	—	(16.79)	9.5	9.7	0.2	0.6	—	▲0.6	12,894	15,191	2,298
合志市			88.0	83.4	▲4.6	—	(12.84)	—	(17.84)	6.7	7.1	0.4	—	—	—	4,448	4,859	411
美里町	○		86.8	91.6	4.8	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	6.7	0.3	—	—	—	2,178	2,275	97
玉東町			87.5	88.8	1.3	—	(15.00)	—	(20.00)	4.7	5.7	1.0	—	—	—	886	887	1
南関町	○	○	88.5	91.4	2.9	—	(15.00)	—	(20.00)	8.4	8.4	0.0	28.0	29.4	1.4	1,048	1,152	104
長洲町			90.3	93.9	3.6	—	(15.00)	—	(20.00)	6.9	6.6	▲0.3	29.3	35.6	6.3	1,091	1,134	44
和水町	○	○	89.5	92.6	3.1	—	(15.00)	—	(20.00)	10.3	10.2	▲0.1	—	—	—	3,731	4,610	878
大津町	○		81.3	85.3	4.0	—	(13.51)	—	(18.51)	6.5	5.7	▲0.8	—	—	—	3,286	3,820	534
菊陽町			83.3	88.6	5.3	—	(13.42)	—	(18.42)	5.0	5.9	0.9	24.4	20.1	▲4.3	2,585	2,605	20
南小国町	○	○	80.1	88.1	8.0	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	6.5	0.8	—	—	—	1,437	1,617	181
小国町	○	○	80.5	81.2	0.7	—	(15.00)	—	(20.00)	7.7	7.9	0.2	4.7	1.3	▲3.4	884	976	92
産山村	○	○	74.9	81.6	6.7	—	(15.00)	—	(20.00)	7.1	7.4	0.3	—	—	—	895	1,076	181
高森町	○		77.5	75.2	▲2.3	—	(15.00)	—	(20.00)	5.6	5.4	▲0.2	—	—	—	2,044	2,202	158
西原村	○		85.1	88.4	3.3	—	(15.00)	—	(20.00)	7.2	8.1	0.9	—	—	—	2,738	2,801	63
南阿蘇村	○		96.6	94.9	▲1.7	—	(14.36)	—	(19.36)	10.3	11.5	1.2	41.3	40.1	▲1.2	1,675	1,677	2
御船町	○		84.0	85.8	1.8	—	(14.65)	—	(19.65)	11.6	13.5	1.9	37.3	12.9	▲24.4	1,724	2,258	534
嘉島町	○		84.7	84.7	0.0	—	(15.00)	—	(20.00)	9.4	10.1	0.7	76.9	94.6	17.7	1,717	1,867	150
益城町	○		86.6	87.7	1.1	—	(13.54)	—	(18.54)	8.8	9.4	0.6	38.1	32.3	▲5.8	2,722	2,957	235
甲佐町	○		80.1	82.6	2.5	—	(15.00)	—	(20.00)	6.3	6.7	0.4	32.0	—	▲32.0	1,619	2,039	420
山都町	○	○	79.8	82.5	2.7	—	(13.89)	—	(18.89)	4.6	4.3	▲0.3	2.2	2.1	▲0.1	1,373	1,872	499
氷川町			95.5	99.5	4.0	—	(15.00)	—	(20.00)	10.5	12.5	2.0	35.1	12.8	▲22.3	1,565	1,483	▲82
芦北町	○		86.3	89.7	3.4	—	(14.28)	—	(19.28)	4.3	4.6	0.3	—	—	—	1,856	2,412	556
津奈木町	○		81.9	82.2	0.3	—	(15.00)	—	(20.00)	2.6	2.9	0.3	—	—	—	1,361	1,418	58
錦町	○		81.2	79.4	▲1.8	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	8.3	▲0.3	23.1	12.2	▲10.9	1,790	2,023	233
多良木町	○		82.5	83.1	0.6	—	(15.00)	—	(20.00)	7.8	8.5	0.7	3.3	—	▲3.3	1,589	1,710	121
湯前町		○	78.7	87.7	9.0	—	(15.00)	—	(20.00)	5.1	5.6	0.5	—	—	—	1,006	1,151	145
水上村	○	○	80.5	83.0	2.5	—	(15.00)	—	(20.00)	11.4	11.0	▲0.4	—	—	—	1,495	1,164	▲331
相良村		○	83.0	86.8	3.8	—	(15.00)	—	(20.00)	8.2	8.4	0.2	—	—	—	1,668	1,661	▲7
五木村	○	○	82.5	85.6	3.1	—	(15.00)	—	(20.00)	8.9	10.1	1.2	—	—	—	1,058	1,237	180
山江村		○	86.1	87.8	1.7	—	(15.00)	—	(20.00)	10.9	10.0	▲0.9	—	—	—	1,223	1,310	87
琢磨村		○	73.8	77.4	3.6	—	(15.00)	—	(20.00)	5.4	6.0	0.6	—	—	—	1,778	2,451	674
あさぎり町		○	84.1	85.8	1.7	—	(14.20)	—	(19.20)	8.3	8.1	▲0.2	—	—	—	5,449	5,806	357
苓北町			85.1	87.2	2.1	—	(15.00)	—	(20.00)	12.9	12.4	▲0.5	49.3	32.2	▲17.1	1,408	1,630	222
			85.9	88.3	2.4	—	—	—	—	8.0	8.3	0.3				3,226	3,554	328

- ※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。
- ※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。
- ※ 前年度に引き続き、全団体会で実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。
- ※ 実質公債費比率の早期健全化基準: 25%
- ※ 将来負担比率の早期健全化基準 :350%
- ※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、
「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。